

戻る

市街地建築物法施行令 (大正9年9月30日勅令第438号)

- 改正 (い) 大正12年 8月30日勅令第395号
 (ろ) 大正13年 6月10日勅令第152号
 (は) 大正13年12月15日勅令第304号
 (に) 昭和 4年 6月29日勅令第213号
 (ほ) 昭和 6年12月26日勅令第294号
 (へ) 昭和 8年12月28日勅令第337号
 (と) 昭和 9年12月24日勅令第340号
 (ち) 昭和14年 1月 9日勅令第 11号

第1條 (住居地域内の禁止用途)

- 1 建築物左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ住居地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ズ但シ第一号乃至第四号ニ該当スル建築物ニシテ行政官庁住居ノ安寧ヲ害スル虞ナシト認ムルモノ又ハ公益上己ムヲ得ズト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ
 - 一 常時使用スル原動機馬力数ノ合計3ヲ超過スル工場
 - 二 左ニ掲グル事業ヲ営ム工場
 - イ 玩具用普通火工品ノ製造
 - ロ 「アセチレンガス」ヲ用フル金属ノ工作 (溶解「アセチレンガス」ヲ用フルモノヲ除ク) (ち)
 - ハ 引火性溶剤ヲ用フル「ドライクリーニング」又ハ「ドライダイング」 (ち)
 - ニ 「セルロイド」ノ加熱加工又ハ鋸機ヲ用フル加工
 - ホ 印刷用「インキ」又ハ繪具ノ製造 (ち)
 - ヘ 塗料ノ吹付
 - ト 亞硫酸「ガス」ヲ用フル物品ノ漂白 (ち)
 - チ 骨炭其ノ他動物質炭ノ製造
 - リ 羽又ハ毛ノ洗滌、染色又ハ漂白
 - ヌ 襪褌、屑綿、屑紙、屑絲、屑毛ノ類ノ消毒、選別、洗滌又ハ漂白
 - ル 製綿、古綿ノ再製、起毛、反毛又ハ「フェルト」ノ製造ニシテ原動機ヲ用フルモノ
 - ヲ 骨、角、牙、蹄、貝殻ノ挽割若ハ乾燥研磨又ハ金属ノ乾燥研磨ニシテ原動機ヲ用フルモノ
 - ワ 鉍物、岩石、土砂、硫黄、金属、硝子、煉瓦、陶磁器、骨又ハ貝殻ノ粉碎ニシテ原動機ヲ用フルモノ
 - カ 墨、懷炉灰又ハ煉炭ノ製造
 - ヨ 活字又ハ金属工藝品ノ鑄造 (ち)
 - タ 瓦、煉瓦、土器類、陶磁器、人造砥石、埴塼又ハ珐瑯鉄器ノ製造 (ち)
 - レ 硝子ノ製造又ハ砂吹
 - ソ 動力槌ヲ用フル鍛冶
 - 三 室面積ノ合計50平方メートルヲ超過スル自動車ノ車庫
 - 四 劇場、活動写真館、演藝場又ハ觀物場
 - 五 待合又ハ貸座敷
 - 六 倉庫業ヲ営ム倉庫
 - 七 火葬場又ハ産穢物処理場
 - 八 屠場又ハ死畜処理場
 - 九 塵芥又ハ汚物ノ処理場
 - 十 前各号ニ掲グルモノヲ除クノ外行政官庁住居ノ安寧ヲ害スル虞アリト認メ命令ヲ以テ指定スルモノ (ほ)

第2條 (商業地域内の禁止用途)

- 1 建築物左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ商業地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ズ但シ第一号又ハ第二号ニ該当スル建築物ニシテ行政官庁商業ノ利便ヲ害スル虞ナシト認ムルモノ又ハ公益上己ムヲ得ズト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ
 - 一 常時使用スル原動機馬力数ノ合計15ヲ超過スル工場但シ日刊新聞印刷所ヲ除ク
 - 二 前條第二号ニ該当スルモノ但シ左ノ各号ノ一ニ該当スル事業ヲ営ムモノヲ除ク (ち)
 - イ 容量30リットル以下ノ「アセチレンガス」発生器ヲ用フル金属ノ工作 (ち)
 - ロ 馬力数ノ合計0.25以下ノ原動機ヲ用フル塗料ノ吹付 (ち)

- ハ 原動機ヲ使用スル2台以下ノ研磨機ニ依ル金属ノ乾燥研磨 (ち)
- 三 前條第七号乃至第九号ニ該当スルモノ
- 四 前各号ニ掲グルモノヲ除クノ外行政官庁商業ノ利便ヲ害スル虞アリト認め命令ヲ以テ指定スルモノ (ほ)

第3條 (工業地域内にもみ許される用途)

- 1 建築物左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ工業地域内ニ非ザレバ之ヲ建築スルコトヲ得ズ但シ第一号、第二号又ハ第四号ニ該当スル建築物ニシテ行政官庁衛生上有害ノ若ハ保安上危険ノ虞ナシト認めルモノ又ハ公益上己ムヲ得ズト認めルモノハ此ノ限ニ在ラズ
 - 一 常時使用スル原動機馬力数ノ合計50ヲ超過スル工場、但シ印刷工場、精密機器製作工場、製氷工場及冷凍工場ヲ除ク (ほ) (ち)
 - 二 左ニ掲グル事業ヲ営ム工場
 - イ 銃砲火薬類取締法ノ火薬類ノ製造
 - ロ 塩素酸塩類、過塩素酸塩類、硝酸塩類、黄燐、赤燐、硫化燐、金属「カリウム」、金属「ナトリウム」、「マグネシウム」、過酸化水素水、過酸化「カリ」、過酸化「ソーダ」、過酸化「バリウム」、二硫化炭素、「メタノール」、「アルコール」、「エーテル」、「アセトン」、醋酸「エステル」類、「ニトロセルローズ」、「ベンゾール」、「トルオール」、「キシロール」、「ピクリン」酸、「ピクリン」酸塩類、「テレピン」油又ハ石油類ノ製造
 - ハ 燐寸ノ製造
 - ニ 「セルロイド」ノ製造
 - ホ 「ニトロセルローズ」製品ノ製造 (ほ)
 - ヘ 「ビスコース」製品ノ製造 (ほ)
 - ト 合成染料若ハ其ノ中間物、顔料又ハ塗料ノ製造 (漆又ハ水性塗料ノ製造ヲ除ク) (ほ) (ち)
 - チ 溶剤ヲ用フル「ゴム」製品又ハ芳香油ノ製造 (ほ)
 - リ 乾燥油又ハ溶剤ヲ用フル擬革紙布又ハ防水紙布ノ製造
 - ヌ 溶剤ヲ用フル塗料ノ加熱乾燥又ハ焼付 (ほ)
 - ル 石炭「ガス」類又ハ「コークス」ノ製造
 - ヲ 圧縮「ガス」又ハ液体「ガス」ノ製造 (製氷又ハ冷凍ヲ目的トスルモノヲ除ク) (ほ) (ち)
 - ワ 塩素、「ブロム」、「ヨード」、硫黄、塩化硫黄、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、磷酸、苛性「カリ」、苛性「ソーダ」、「アンモニア」水、炭酸「カリ」、洗濯「ソーダ」、「ソーダ」灰、晒粉、次硝酸蒼鉛、亜硫酸塩類、「チオ」硫酸塩類、砒素化合物、「バリウム」化合物、鉛化合物、銅化合物、水銀化合物、「シアン」化合物、「クロロホルム」、四塩化炭素、「ホルマリン」、「ズルホナール」、「グリセリン」、「イヒチオールズルホン」酸「アンモン」、醋酸、石炭酸、安息香酸、「タンニン」酸、「アセトアニリド」、「アスピリン」又ハ「グアヤコール」ノ製造
 - カ 蛋白質ノ加水分解ニ依ル製品ノ製造
 - ヨ 油脂ノ採取又ハ加熱加工 (ほ)
 - タ 石鹼、「フアクチス」又ハ「ベークライト」ノ製造 (ほ)
 - レ 肥料ノ製造
 - ソ 製紙
 - ツ 製革、製膠又ハ毛皮若ハ骨ノ精製
 - ネ 「アスファルト」ノ精製
 - ナ 「アスファルト」、「コールタール」、木「タール」、石油蒸溜産物又ハ其ノ残渣ヲ原料トスル製造 (ほ)
 - ラ 「セメント」、石膏、消石灰、生石灰又ハ「カーバイト」ノ製造
 - ム 金属ノ溶融又ハ精煉 (活字又ハ金属工藝品ノ製造ヲ目的トスルモノヲ除ク) (ほ) (ち)
 - ウ 電気用「カーボン」ノ製造 (ほ)
 - キ 金属厚板又ハ形鋼ノ工作ニシテ鋳打又ハ填隙作業ヲ伴フモノ
 - ノ 鉄釘類又ハ鋼球ノ製造
 - オ 伸線、伸管又ハ「ロール」ヲ用フル金属ノ圧延 (ほ)
- 三 前号ニ掲グルモノヲ除クノ外行政官庁衛生上有害ノ又ハ保安上危険ノ虞アリト認め命令ヲ以テ指定スル事業ヲ営ム工場
- 四 第二号イ、ロ、ハ、ニ及ヲノ物品、可燃性「ガス」又ハ「カーバイト」ノ貯藏又ハ処理ニ供スルモノ (ほ)
- 五 前号ニ掲グルモノヲ除クノ外行政官庁衛生上有害ノ又ハ保安上危険ノ虞アリト認め命令ヲ以テ指定スル物品ノ貯藏又ハ処理ニ供スルモノ (ほ)

第3條ノ2 (不適格建築物の増、改、再築又は用途変更)

- 1 前3條ノ規定ニ依リ現在地ニ建築スルコトヲ得ザル種類ニ属スル建築物ハ行政官庁ノ許可ヲ受ケ

左記各号ニ規定スル制限内ニ於テ増築、改築、再築又ハ用途ノ変更ヲ爲スコトヲ妨グズ (い)

(ほ) (へ) (ち)

- 一 建築物ノ敷地ヲ拡張セザルコト (ち)
 - 二 建築物ノ増築、改築、再築又ハ用途ノ変更ニ因リ増加スベキ建築面積ハ現在地ニ建築スルコトヲ得ザルニ至リタル際現ニ存在スル建築物ノ建築面積ノ2分ノ1ヲ超過セザルコト
 - 三 建築物ノ増築、改築、再築又ハ用途ノ変更ニ因リ増加スベキ床面積ハ現在地ニ建築スルコトヲ得ザルニ至リタル際現ニ存在スル建築物ノ床面積ヲ超過セザルコト
 - 四 工場ノ常時使用スル原動機馬力数ヲ増加スル場合ニ於テ増加スベキ馬力数ハ現在地ニ建築スルコトヲ得ザルニ至リタル際常時使用スル馬力合計数ヲ超過セザルコト
 - 五 前号ニ掲グルモノヲ除クノ外用途ノ変更ニ付テハ現在地ニ建築スルコトヲ得ザルニ至リタル際現ニ存在スル建築物ノ用途ニ類似スル用途又ハ設備ヲ変更セズ若ハ之ニ些少ノ変更ヲ加フルニ依リ営ムコトヲ得ル用途ニ限ルコト
- 2 行政官庁地域ノ種別、土地ノ状況、事業ノ種類、作業ノ方法、建築物ノ構造設備、除害ノ設備又ハ装置等ヲ参酌シテニ支障ナシト認ムルモノニ付テハ前項第二号乃至第四号ノ制限ヲ軽減スルコトヲ得 (ち)
- 3 第26條ノ規定ニ依リ建築ノ許可ヲ受ケタル建築物ハ前2項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ現在地ニ建築スルコトヲ得ザルニ至リタル際現ニ存在スル建築物ト看做ス (い) (ほ) (ち)

第4條 (地域による高の制限)

- 1 建築物ノ高ハ住居地域内ニ於テハ20メートルヲ、住居地域外ニ於テハ31メートルヲ超過スルコトヲ得ズ但シ建築物ノ周圍ニ廣潤ナル公園、廣場、道路其ノ他ノ空地アル場合ニ於テ行政官庁交通上、衛生上及保安上支障ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ (ほ)

第5條 (構造による高の制限)

- 1 煉瓦造建築物、石造建築物及木造建築物ハ高13メートル、軒高9メートルヲ、木骨煉瓦造建築物及木骨石造建築物ハ高8メートル軒高5メートルヲ超過スルコトヲ得ズ (ろ) (ほ)
- 2 前項ノ石造ニハ人造石造及「コンクリート」造ヲ木造ニハ土藏造ヲ包含ス
- 3 第1項ノ木骨煉瓦造建築物トハ厚10センチメートル以上ノ煉瓦積ヲ以テ木骨ヲ被覆又ハ填充シテ外壁ヲ構成スルモノヲ謂ヒ木骨石造建築物トハ厚10センチメートル以上ノ石、人造石又ハ「コンクリート」ヲ以テ木骨ヲ被覆又ハ填充シテ外壁ヲ構成スルモノヲ謂フ (ほ)
- 4 1建築物ニシテ外壁2種以上ノ構造ヨリ成ルモノニ付テハ第1項ノ規定ノ適用ニ関シ制限ノ最嚴ナルモノニ依ル

第6條 (高及び軒高の定義)

- 1 前2條ニ規定スル建築物ノ高トハ地盤面ヨリ建築物ノ最高部迄ノ高ヲ謂フ
- 2 前條第1項ノ軒高トハ地盤面ヨリ建築物ノ外壁上端迄ノ高、外壁上端ニ扶欄、扶壁又ハ軒蛇腹アルトキハ其ノ最高部迄ノ高、出軒ノ場合ニハ軒桁上端迄ノ高ヲ謂フ但シ切妻ノ部分ハ軒高ニ之ヲ算入セズ
- 3 前2項ノ地盤面ニ高低アルトキハ行政官庁其ノ地盤面ヲ認定ス

第7條 (前面道路の幅員による高の制限)

- 1 建築物各部分ノ高ハ其ノ部分ヨリ建築物ノ敷地ノ前面道路ノ対側境界線迄ノ水平距離ノ1倍4分ノ1ヲ超過スルコトヲ得ズ且其ノ前面道路幅員ノ1倍4分ノ1ニ8メートルヲ加ヘタルモノヲ限度トス但シ住居地域外ニ在ル建築物ニ付テハ1倍4分ノ1ヲ1倍2分ノ1トス (ほ)
- 2 前項ノ高トハ前面道路ノ中央ヨリノ高ヲ謂フ

第8條 (幅員同じからざる2以上の道路に面する場合の高の制限)

- 1 建築物ノ敷地ガ幅員同ジカラザル2以上ノ道路ニ接スル場合ニ於テ1ノ道路ノ境界線迄ノ水平距離ガ其ノ道路幅員ノ1倍2分ノ1以内ニシテ且25メートル以内ノ区域ノ内ニ在ル建築物各部分ノ高ニ付テハ前條ノ規定ノ適用ニ関シ其ノ道路ヲ前面道路ト看做ス (ほ)
- 2 前項ノ規定ニ依リ前面道路2以上アル場合ニ於テ其ノ幅員同ジカラザルトキハ幅員小ナル前面道路ハ幅員最大ナル前面道路ト同一ノ幅員ヲ有スルモノト看做ス
- 3 第1項ノ場合ニ於テ同項ニ規定スル区域ノ外ニ在ル建築物各部分ニ付テハ幅員最大ナル道路ヲ前面道路ト看做ス

第9條 (建築線が道路境界線と一致しない場合)

- 1 道路境界線ガ建築線ト一致セザル場合ニ於テハ道路境界線又ハ道路幅員ニ関スル前2條ノ規定ノ適用ニ関シ建築線ヲ其ノ道路境界線ト看做ス

第10條 (前3條の特例)

- 1 建築物ノ敷地左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ前3條ノ規定ニ拘ラズ行政官庁別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

- 一 公園、廣場、河、海ノ類ニ接スルトキ
- 二 前面道路ノ対側ニ公園、廣場、河、海ノ類アルトキ
- 三 其ノ地盤面ト前面道路ノ路面トノ高低ノ差著シキトキ
- 四 高低ノ差著シキ2以上ノ道路ニ接スルトキ
- 五 道路ノ終端ニ位スルトキ

第11條 削除 (ち)

第12條 (屋上突出物に対する高の制限の緩和)

- 1 煙突、棟飾、避雷針、旗竿、風見竿等建築物ノ屋上ニ突出スルモノノ高ハ建築物ノ高ニ之ヲ算入セズ
- 2 裝飾塔、物見塔、屋窓、昇降機塔、水槽等建築物ノ屋上突出部ノ高ハ行政官庁命令ノ定ムル所ニ依リ建築物ノ高ニ之ヲ算入セザルコトヲ得

第13條 (特殊用途建築物の高の制限の除外)

- 1 本令中高ニ関スル規定ハ煙突、物見塔、起重機、水槽、氣槽、無線電信用電柱ノ類及工業用建築物ニシテ行政官庁其ノ用途ニ依リ已ムヲ得ズト認メ許可シタルモノニ付之ヲ適用セズ
- 2 本令中高ニ関スル規定ハ社寺建築物ニシテ行政官庁ノ許可ヲ受ケタルモノニ付之ヲ適用セズ

第14條 (地域による空地制限)

- 1 建築物ノ建築面積ハ建築物ノ敷地ノ面積ニ対シ商業地域内ニ於テハ10分ノ8、商業地域外ニ於テハ10分ノ6ヲ超過スルコトヲ得ズ但シ行政官庁特ニ指定シタル角地其ノ他ノ区域ニ於ケル建築物ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ (ろ) (ち)

第14條ノ2 削除 (ち)

第14條ノ3 削除 (ち)

第15條 (建築面積及敷地面積の計測方法)

- 1 本令ニ於テ建築面積トハ建築物ノ水平断面ニ於ケル外壁ノ又ハ之ニ代ルベキ柱ノ中心線内面積中最大ナルモノヲ謂フ但シ地階ニシテ其ノ外壁ノ高地盤面上2メートル以下ノモノノ部分ノ面積ハ之ヲ建築面積ト看做サズ (ろ) (ほ)
- 2 軒、庇、枯出縁ノ類ガ前項ノ中心線ヨリ突出スルコト1メートルヲ超ユル場合ニ於テハ其ノ外端ヨリ1メートルヲ後退スル線ヲ以テ前項ノ中心線ト看做ス (ほ)
- 3 第14條ノ建築物ノ敷地ノ面積トハ建築物ノ敷地ノ水平断面ノ面積中最大ナルモノヲ謂フ (ろ) (ほ)

第16條 (建築物の敷地の定義)

- 1 本令ニ於テ建築物ノ敷地トハ一構ノ建築物ニ属スル一團ノ土地ヲ謂フ (ほ)

第16條ノ2 (建築物が2以上の地域地区に跨る場合)

- 1 建築物ノ敷地ガ2以上ノ地域又ハ地区ニ跨ル場合ニ於テ第1條乃至第3條若ハ第14條ノ規定又ハ住居専用地区、工業地域内特別地区、工業専用地区若ハ空地地区ニ関スル制限ノ適用ニ関シテハ制限ノ最嚴ナルモノニ依ル但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ行政官庁ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ (ほ) (ち)

第17條 (損失を補償すべき場合)

- 1 市街地建築物法第18條第2項ノ規定ニ依リ損失ヲ補償スベキ場合ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ限ル
 - 一 地域、住居専用地区、工業地域内特別地区又ハ工業専用地区ノ指定又ハ変更ニ基キ建築物ノ使用禁止又ハ建築物主要構造部ノ除却ヲ命ジタル場合 (ち)
 - 二 美観地区ノ指定又ハ変更ニ基キ建築物主要構造部ノ除却ヲ命ジタル場合
 - 三 建築線ノ指定又ハ変更ニ基キ建築物主要構造部ノ除却ヲ命ジタル場合
 - 四 建築線ニ面スル建築物ノ壁面ノ位置ノ指定ニ基キ建築物主要構造部ノ変更又ハ除却ヲ命ジタル場合
 - 五 建築物ノ高又ハ建築物ノ敷地内ニ存セシムベキ空地ニ関スル規定ニ基キ建築物主要構造部ノ除却ヲ命ジタル場合

第18條 (補償すべき範囲)

- 1 市街地建築物法第18條第2項ノ規定ニ依リ補償スベキ損失ハ通常生ズベキ損失ニ限ル

第19條 (損失を請求し得る期間)

- 1 前2條ノ規定ニ依ル損失補償ノ請求ハ市街地建築物法第18條第1項ノ措置ヲ命ゼラレタル者之ヲ命ゼラレタル日ヨリ起算シ3月内ニ之ヲ爲スコトヲ得

第20條 (補償の責に任ずる公共団体)

- 1 市街地建築物法第18條第2項ノ公共団体トハ同法第23條ノ規定ニ依ル同法適用区域ノ属スル市区町村トス

第21條 (補償裁定機関)

- 1 補償義務ノ有無及補償ノ金額ハ補償審査会之ヲ裁定ス

第22條 (補償審査会)

- 1 補償審査会ハ第20條ニ規定スル市街地建築物法第18條第2項ノ公共団体毎ニ之ヲ置ク
- 2 補償審査会ハ会長1人及委員12人ヲ以テ之ヲ組織ス

第23條

- 1 会長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ
- 2 委員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充ツ

一 関係各庁高等官	4人
二 前條第1項ノ公共団体ノ吏員	2人
三 前号ノ公共団体ノ議会ノ議員	4人
四 学識経験アル者	2人
- 3 前項第一号、第二号及第四号ノ委員ハ主務大臣之ヲ命ジ第三号ノ委員ハ其ノ議会ニ於テ之ヲ選挙ス

第24條

- 1 補償審査会ニ関シテハ土地收用法第27條乃至第31條、第37條、第39條、第40條第1項、第2項、第42條乃至第45條、第69條、第72條及第83條ノ規定ヲ準用ス
- 2 第22條第1項ノ公共団体ノ2以上ニ亘ル建築物ニ関シテハ関係補償審査会合同シテ会議ヲ開クベシ

第25條 (建築工事中及び有設計建築物に対する準用)

- 1 市街地建築物法第18條ノ規定ハ建築工事中ノ建築物及建築工事ニ着手セザルモ設計アル建築物ニ之ヲ準用ス

第26條 (建築工事中及び有設計建築物の許可)

- 1 行政官庁ハ建築工事中ノ建築物又ハ建築工事ニ着手セザルモ設計アル建築物ニシテ其ノ建築竣成ノ後ニ於テ市街地建築物法第18條第1項ノ規定ニ依ル措置ヲ命ズル必要ナシト認ムルモノニ付テハ其ノ建築ヲ許可スルコトヲ得

第26條ノ2 (擁壁)

- 1 建築物ノ敷地ヲ造成スル爲ニスル擁壁ニ対シテハ市街地建築物法第9條、第12條、第15條乃至第22條及第25條ノ規定ヲ準用ス (ほ)

第27條 (法を適用しない建築物)

- 1 市街地建築物法ハ國宝保存法又ハ史蹟名勝天然紀念物保存法ノ適用ヲ受クル建築物ニ付之ヲ適用セズ (に) (ほ)

第28條 (法の一部を適用しない建築物)

- 1 左ノ各号ノ一ニ該当スル建築物ニシテ行政官庁支障ナシト認ムルモノニ対シテハ市街地建築物法第8條、第9條及第11條ノ規定ヲ適用セザルコトヲ得

一 鳥居、形像、紀念門、紀念塔ノ類
二 交通信号塔、公共便所ノ類
三 陸橋ノ類
四 地下停車場ノ類
五 高架工作物内ニ設クル倉庫、店舗ノ類 (ほ)

第28條ノ2 削除 (と)

第29條 (仮設建築物)

- 1 博覧会建築物、觀覽場、飾門、飾塔、足代、棧橋其ノ他ノ假設建築物ニシテ行政官庁支障ナシト認ムルモノニ対シテハ市街地建築物法第2條乃至第6條、第9條及第11條ノ規定ヲ適用セザルコトヲ得 (ほ)

第29条ノ2 (計画道路境域内の仮設建築物)

- 1 市街地建築物法第26条第2項ノ規定ニ依リ道路ト看做サレタル計画ノ道路ノ境域内ニ於テ行政官庁支障ナシト認ムルトキハ同法第8条、第9条及第11条ノ規定ニ拘ラズ存続期限ヲ附シ仮設建築物ノ建築ヲ許可スルコトヲ得 (ろ) (ち)

第30条 (市街地建築物法の道路)

- 1 幅員4メートル未満2.7メートル以上ノ道路ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノハ之ヲ市街地建築物法ノ道路ト看做ス
 - 一 行政官庁市街地ノ状況ニ依リ特ニ指定シタルモノ
 - 二 土地区画整理設計又ハ行政官庁ノ指定シタル建築線ニ基キ築造セラレタルモノ
- 2 幅員4メートル以上ノ道路ノ新設又ハ変更ノ計画アル場合ニ於テ行政官庁其ノ計画ヲ告示シタルトキハ其ノ計画ノ道路ハ之ヲ市街地建築物法ノ道路ト看做ス (ち)

第31条 削除 (ち)

附則 本令ハ市街地建築物法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス (大正9年12月1日ヨリ施行)

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス (い) (は) (大正12年8月30日勅令第395号)

附則 本令ハ大正13年7月1日ヨリ之ヲ施行ス (ろ) (大正13年6月10日勅令第152号)

附則 本令ハ國宝保存法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス (に)
(國寶保存法ハ昭和4年7月1日ヨリ施行ス) (昭和4年6月29日勅令第213号)

附則 本令ハ昭和7年2月1日ヨリ之ヲ施行ス (ほ) (昭和6年12月26日勅令第294号)

附則 本令ハ昭和9年法律第46号施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス (と)
(昭和10年2月1日ヨリ施行)
大正9年勅令第540号ハ之ヲ廃止ス (と) (昭和9年12月24日勅令第340号)

附則 本令ハ昭和13年法律第29号施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス (ち)
(昭和14年2月1日ヨリ施行) (昭和14年1月9日勅令第11号)

戻る